

「八千代市行政手続条例の一部改正（案）」に寄せられたご意見と市の考え方

案の該当箇所	No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案変更の有無
公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示	1	八千代市の組織に「事務所」はない。 固有名称（市役所・支所・連絡所・公民館等）を挙げて示してもらいたい。	「事務所」は、法令用語として用いられる表現であり、行政手続法においても同様の表現とされていることを踏まえ、規定するものです。	無
電子計算機の映像面に表示	2	「電子計算機」は古典的な表現である。 現代風の表現であるコンピューターとの同義語か。	お見込みのとおりです。	無
	3	「映像面」の表現にこだわる理由等があれば例を示してもらいたい。 「文字情報」の方がわかりやすいのではないか。	法令の規定を参考に、文字情報のほか、画像なども映像面に表示することも想定した一般的な規定としています。	無
公示送達の名宛人の利便性が向上	4	事務所まで足を運ぶのではなく、自宅のコンピューター（携帯・タブレット端末・PC等）でインターネットを活用してアクセスできるのならば、その方が利便性の向上に寄与できるのではないか。	ご意見のとおり、改正後は、ご自宅などのコンピューターでインターネットを活用してアクセスできる方法などとしします。	無